

### ■京橋オフィス・相談室開設のお知らせ



(京橋オフィス・相談室：平成24年7月撮影)

暑中お見舞い申し上げます

この度、FPオフィス Life & Financial Clinic(LFC)は、お客さまの利便性の向上と、ゆっくりとくつろげる空間でご相談頂けるように、京橋(東京都中央区)に事務所・相談室を設置いたしました。

新事務所は、東京駅の八重洲中央口・南口から徒歩5分、京橋駅から徒歩2分の立地です。平日の仕事帰りにも休日のお出かけの際にも便利な場所にあります。近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

京橋は、日本橋と銀座の中間にある街で、「京橋」の地名の由来は、かつて存在した京橋川に架けられていた中央通りの橋だそうです。現在は、京橋川は埋め

立てられ、橋の親柱のみ残っています。橋としての京橋は、日本橋と並ぶ名橋として知られ、日本橋から東海道で京都方向に向かう際、街道で最初に渡る橋でした。

また、京橋は平野泰嗣が新社会人として勤めた会社の近所で、なじみの深い場所です。20代の頃のフレッシュな気持ちを思い出し、気持ちを新たに、お客様の豊かな人生を送るお手伝いができるよう、FPサービスの提供に取り組んで参りたいと思います。

従前の国分寺の事務所も、国分寺相談室として、東京多摩地域を中心に、近隣のお客様からのご相談をお受けする体制を取っていますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

#### ●京橋オフィス・相談室

〒104-0031

東京都中央区京橋1-3-2 モリイビル6F オフィス平野

Tel 03-3231-6113 Fax 03-6740-7663

#### ●国分寺相談室

〒185-0014

東京都国分寺市東恋ヶ窪3-9-40

Tel 042-327-5575

FPオフィス Life & Financial Clinic  
ファイナンシャル・プランナー

平野 泰嗣 平野 直子

#### ◆お届けする内容◆

・京橋オフィス・相談室設置のお知らせ  
・消費税増税法案は、消費税の増税だけではない!?

・ノーロード型の投資は本当におトク?  
・消費税増税後の制度改正は?

・遺言と遺産分割協議、どちらが優先する?

・マイホームをストック資産からフロー資産へ変える!!

・2012年前半のLFC 4の活動報告

### ■消費税増税法案は、消費税の増税だけではない!?

消費税増税を柱とした社会保障と税の一体改革関連法案は衆議院を通過し、参議院で審議入りしました。早ければ8月上旬からお盆明けにかけて成立する見通しとなりました。

消費税の増税については、賛否両論があるところでありますが、将来への不安や消費税の負担増で、これからの家計をどうやりくりしていくかは、私たち生活者の共通の課題です。第一生命経済研究所の試算では、夫婦のどちらかが働く子ども2人の標準世帯で、年収が500万~550万円だと、消費税率が10%になった段階で、現在より年間約12万円も負担が増えるとのこと。個人の生活設計においては、

将来を見据えたライフプランとマネープラン立案がますます重要になってくると言えるでしょう。

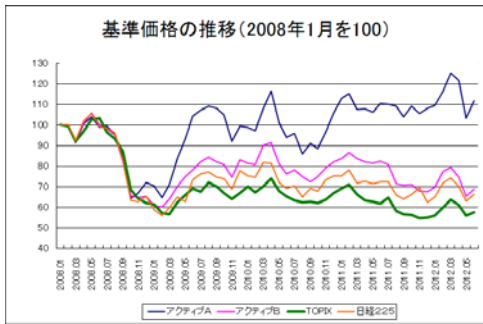
ところで、世間では、消費税増税法案と言われていますが、正しくは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」。法律の名称ってややこしいですね。この法案をよく見ると、実は、消費税増税だけではないのです。まずは、所得税について、最高税率を40%から45%に引き上げ(課税所得5,000万円超)られます。これにより、住民税(10%)と合わせ、税率55%となります。同様に、相続税の最高税率も50%から55%に引き上げられま

す。二極化の是正という目的もあるのですが、収入や資産の半分以上が税金に持っていかれてしまうというのは、富裕層にとって受難の時代と言えるでしょう。そんな富裕層だけではなく、私たちの相続税にも影響が出る内容も含まれています。相続税の基礎控除が5,000万円+1,000万円×相続人の数から、3,000万円+600万円×相続人の数に縮小されます。新年号でご案内した平成22年に実施された「特定居住用宅地等の評価減の特例」改正と合わせると、相続税対策は富裕層だけのものではないと言えます。相続税対策と円満な財産分けを含む相続プランニングも個人の資産設計において重要になるでしょう。

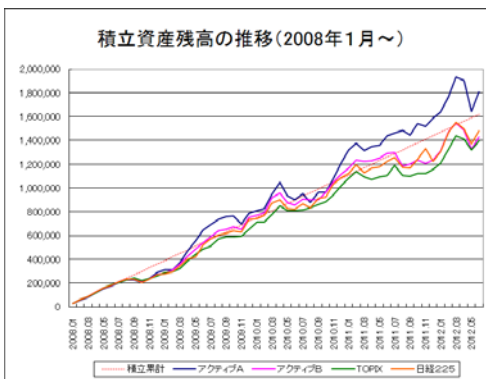


# 投資信託のメリット、「運用のプロに任せる」、アクティブファンドを見直そう！

## ●アクティブ投信とインデックスの推移



## ●アクティブ投信とインデックスの積立による資産推移



※インデックスの基準価格、および積立資産残高は、日経225及びTOPIXの指数を投信基準価格に見立てて試算しています。  
※本資料は、投資にかかる参考情報を提供することを目的とし、特定の有価証券の勧誘を目的としたものではありません。従いまして、グラフ上の具体的なファンド名のお問い合わせはご遠慮ください。

## ■ノーロード型の投資信託は、本当におトク？

投資信託と聞くと、手数料がかかるイメージが強いのか、敬遠する人が多いと感じています。すでに投資信託を保有している人でも、「できるだけ手数料は払いたくない」という理由で、ノーロード型(手数料無料)で、信託報酬の低い投資信託に絞って、選択している人も多いことでしょう。もちろん、運用コストは最終的な運用成果に大きく影響するため、コストに敏感になることは大切だと思います。

投資信託の教科書に、投資信託のメリットは、①少額による投資ができる、②分散投資ができる、③プロが運用してくれる、と書かれていることが多いです。①については、通常1万円単位から購入でき、積立投資をする場合には1,000円から購入可能な証券会社もあります。②については、国内外の株式や債券、不動産など、いろいろな資産に投資することができる、というものです。それでは、③のプロが運用してくれる、というのはどうでしょうか？ インデックス型投信の場合、指数に連動するように上手く資産配分しながら運用してくれるということなのでしょう。その一方で私たちは、運用のプロには、指数を上回る良い運用成果を出すことを期待します。この場合は、アクティブ型投信を選択する必要があります。アクティブ型投信というのは、ファンドマネージャーの運用能力を最大限に打ち出して、インデックスを上回る運用成果を目指すファンドのことです。人の手間がかかる以上、運用期間中のコストである信託報酬は

高めに設定されています。また、ファンドの説明が要求されるため、販売手数料も高めです。

販売手数料も信託報酬も高いのだから、インデックス投信に比べて運用成績はどうなのか？あるいは、積立投資の場合、買付手数料分だけ目減りするから、ノーロード型のインデックス投信と比べてどうなのか？という疑問が沸きます。

左上グラフは、2008年1月に某アクティブ型投信(日本株)に100万円投資した場合と指数に投資した場合を比較したものです。左下グラフは、毎月3万円を同じアクティブ型投信と指数で積み立てたと仮定した場合の資産残高の推移を比較したものです。アクティブAは、買付手数料3.15%、信託報酬1.785%、アクティブBは、買付手数料0円、信託報酬1.05%でファンが多い投資信託です。結果を見ると、アクティブAが最も良く、リーマン、震災、欧州危機という日本の株式市場が低迷する中でも、プラスの運用成果を達成しています。過去の実績なので未来の運用を保証するものではありませんが、これならば、プロの運用の専門家が運用する投資信託だから手数料を払っても良いという気持ちになります。投信で運用する場合、運用コストに留意することは大切ですが、運用成果の良い投信を選ぶという視点も、より重要です。良い投信の選び方については、ぜひ、LFCにご相談ください。

## 未来の日本を切り拓く!? 新成長戦略から、日本再生戦略へ

### ■日本再生戦略、個人金融資産の形成支援部分を読み解く

平成24年7月11日に開催された国家戦略会議において、「日本再生戦略」の原案が提示されました。平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略～元気な日本～復活のシナリオ～」をベースにしつつ、東日本大震災の復興という視点を加えた戦略設定となっています。現在の日本の課題はさまざまですが、最重要課題としては、「社会保障と税の一体改革」(財政と社会保障の問題)と、「日本経済の再生」です。今回の「日本再生戦略」は、2020年までの「日本の経済再生」の道筋を示すものです。その中で、将来の日本の経済社会のあるべき姿を「共創の国」と設定しています。「共創の国」とは、「経済や社会にさまざまな問題があり、閉塞感が漂っている現状を打破し、未来に向けて前進するために、社会の多様な主体が、現在使っている、あるいは眠らせている能力や資源を最大限に引き出し、創造的結合によって新たな価値を創出していく社会」と

定義しています。企業でも家庭でも同じですが、「あるべき姿:ビジョンと進むべき方向」が、明確になっていて、そこに属する人びとに共感・共有されていないと、絵に描いた餅になってしまいます。報道だけを見ていると、断片的な情報や批判的な意見しか目に留まらないので、国も、しっかりと情報発信しなければなりません。私たちも、与えられた情報をしっかりと読み解いて、批判すべき点は批判し、賛成すべきことは賛成していかないと、何事も前に進まず、今と何も変わらないという結果になってしまいます。

「日本再生戦略」の中で、私たちの資産形成にかかわりのある部分を「成長ファイナンス推進会議」のとりまとめからピックアップしてみました。

#### ○確定拠出年金の普及・拡充

拠出規模の拡大と加入対象者の拡大。継続投資教育の充実。運用指図がない場合でも規約に定めた運用方法により運用する方法を採用。

#### ○日本版ISAの所要の検討

導入から3年間で毎年100万円までの上場株式、投信投資に係る非課税措置について、上場株式等の配当・譲渡所得等の20%本則税率化に併せて、経済金融情勢が急変しない限り、2014年1月に導入。

#### ○教育資金を通じた世代間の資産移転の促進

高齢者が保有する金融資産を教育資金として有効活用できるよう、資産移転等にインセンティブを付与する方策について検討する。その際、諸外国制度等を参考にしたスキームも含め検討。

#### ○ふるさと投資(地域活性化小口投資)

ふるさと投資により、伝統産業、ソーシャルビジネス、若者・女性起業家の支援。

#### ○休眠預金の活用

○不動産投資市場活性化による資産デフレ脱却  
Jリートの資金調達手段の多様化と物件の買換えを促進する施策について検討。



# 遺言と遺産分割協議、どちらが優先する？

## ■「相続」が「争族」にならないための遺言のススメ

相続税法改正が検討される中、相続に関する話題が多く見られるようになりました。「相続」が「争族」にならないために、というキャッチフレーズで、遺言を薦める内容のものが多いです。もし、遺言がなければ、相続人間の協議(遺産分割協議)によって、財産の分け方を決定することになります。ところが、当事者間の話し合いがいつもスムーズに行くとは限りません。「ウチは、そんなに財産がないから、遺言なんて」とか、「兄弟の仲が良いので、争いになることはない」と思っている、実際に相続が発生すると、それぞれの生活の背景もあって主義主張が出てきて、まとまらないという話もよくあることです。そこで、「争族」にならないために、自らの意思表示の手段として、遺言書を作成することが有効な手段となるのです。

### ●遺言の種類

遺言の方式は、普通方式と特別方式があります。特別方式は死期が急に迫っている場合など、特殊な状況下にある場合の例外的な方式なので、通常は普通方式を用います。普通方式には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つがあります。代表的な自筆証書遺言と公正証書遺言を比較した表を作成しましたので、ご参照ください(表1)。後々のことを考えると費用はかかりますが、公正証書遺言が良いでしょう。

### ●遺言の費用

遺言を作成する場合、行政書士等の専門家のアドバイスを受ける場合は、専門家への報酬が発生する他、公正証書遺言の場合は、所定の手数料が発生します(表2)。

### ●遺言と遺産分割協議の関係

できるだけ遺言者の遺志に従うのが良いのですが、遺言があっても、遺産分割協議が可能か、という質問も多く頂きます。遺言は、法定相続に優先するので、遺言と異なる内容の遺産分割協議は、無効です。しかし、判例では、相続人全員の同意がある場合は、遺言と異なる遺産分割協議を認めています。但し、遺言者が遺産分割を禁じた場合や、遺言執行者がいる場合に遺言執行者の同意を要する等の注意が必要です。遺言があるにもかかわらず、遺言と異なる遺産分割協議を行う必要が出てくるケースは、遺言の形式的な要件を満たしていなかったり、遺留分を侵害していたり、相続人間で争いがある場合や、遺言通りに相続を行うと、住宅の扱いなど相続人の将来の生活に支障が出る場合など、さまざま考えられます。遺言を行う場合は、相続税だけではなく、遺された家族の生活などを想像しながら考えなければなりません。LFCでは、遺された家族の生活も踏まえた総合的な相続のご相談を行っています。

## ●自筆証書遺言と公正証書遺言(表1)

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成場所	どこでもよい	公証役場
証人	不要	二人以上
作成者	本人	公証人
署名捺印	本人	本人、公証人、および証人
日付	年月日を書く	公証人が作成年月日
検認	必要	不要
メリット・デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ですぐに作れて、費用も安い。</li> <li>今すぐにも作成することができる。</li> <li>遺言の存在及びその内容を秘密にできる。</li> <li>相続人・他人による偽造・変造・隠匿の危険性あり。</li> <li>方式不備、内容不備で無効の可能性あり。</li> <li>発見されない可能性あり。</li> <li>検認手続き必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公証人関与で方式不備にならない。</li> <li>原本が公証人役場で保存されるので、変造・滅失のおそれがない。</li> <li>検認手続きが不要。</li> <li>作成に手間と費用を要する。</li> <li>証人から秘密が漏れる危険性あり。</li> </ul>

※検認：遺言書(公正証書による遺言を除く。)の保管者又はこれを発見した相続人は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出し、その「検認」を請求しなければなりません。また、封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会いの上開封しなければならないことになっています。

## ●公正証書遺言の手数料(表2)

目的となる価格	手数料
～100万円以下	5,000円
200万円以下	7,000円
500万円以下	11,000円
1,000万円以下	17,000円
3,000万円以下	23,000円
5,000万円以下	29,000円
1億円以下	43,000円
3億円以下	43,000円 +5,000万円超過ごとに13,000円加算
10億円以下	95,000円 +5,000万円超過ごとに11,000円加算
10億円超～	249,000円 +5,000万円超過ごとに8,000円加算

※目的となる価格は、証書作成着手時の遺言目的財産の価格(時価)が基準になります。相続人が複数いる場合は、相続人・受遺者毎に手数料を算出し、合算します。尚、合計目的価格が1億円までの場合は、別途11,000円が加算されます。

# マイホームをストック資産からキャッシュを生むフロー資産に変えよう！

## ■リバースモーゲージとマイホーム借上げ制度

一度購入した夢のマイホームも、子どもの成長と独立など家族構成やライフステージの変化、加齢により、日常生活に支障が出てくるなど、現在のライフスタイルにそぐわなくなっているケースがあります。また、定年前後になると、築30年を超え、老朽化が目立ってきます。そんな中、リフォームをしようか、建て替えようか、それともいつそのこと、家を売って新しい家を購入しようかと、ご相談にいらっしゃるケースが増えてきています。

いずれの選択肢を取る場合でも、ある程度まとまった資金が必要になり、老後の生活費や介護費用など将来への不安と重なり、なかなか実行に移せないケースが見受けられます。

一度購入したマイホームは、住まいとしての使用価値はあるけれども、お金を生まない財産です。中には、固定資産税やメンテナンス費用がかかり、負の財産とさえ言う人もいます。そこで、マイホームを活用して老後の資金をつくることのできる二つの方法を紹介します。

### ●リバースモーゲージ

マイホームに住み続けたまま、これを担保にして資金を借り入れ、元本と利息の返済は、死亡時に担保であるマイホームを処分して清算するものです。最初にまとまったお金を受け取る一括借入方式と毎月決まった金額を受け取る年金方式などがあります。代表的なものとして、厚生労働省が都道府県社会福祉協議会の協力のもと実施している「生活福祉資金貸付制度」があります。また最近では、一部の民間金融機関でも取り扱っています。

### ●マイホーム借上げ制度

(一般社団法人移住・住みかえ支援機構)  
移住・住みかえを希望する50歳以上の国民等が保有するマイホームを移住・住みかえ支援機構が終身もしくは一定期間借上げて一定の賃料を保証します。一方、これを子育て世代に転貸することによってシニア層のマイホームを社会資本として有効活用しようとする制度です。

リバースモーゲージは、一般的には戸建て住宅のみの扱いが原則ですが、東京スター銀行のリバースモーゲージ「充実人生」などでは、マンションも利用可能な物件になっています(個別の事情により判断されます)。また、リバースモーゲージはあくまでも「借金」なので、利息がかかる点は注意が必要です。

一方、住宅を貸す方法は、マイホーム借上げ制度によらないでも行うことはできますが、期間や家賃が保証されず、賃貸経営をすること同様の煩わしさがあります。その点、移住・住替支援機構が管理を行う、マイホーム借上げ制度は、市場価格より低くなりますが、一定期間の家賃保証が見込めます。



マイホームを「キャッシュを生む資産」に変えることで、老後の選択肢が一層広がります。

# あるじゃん/All Aboutマネー「ふたりで学ぶマネー術」夫婦連載中！



“小さい企業”未来会議  
青年会合(5/28)



日経マネー・8月号  
「500万円トクする節約  
貯まる家の秘密」

## ■2012年上半期のLFCの活動報告

2012年の前半は、平野泰嗣が厄年に入ったので、仕事は少しペースを緩めようと思っていたのですが、気が付けばプライベートより、仕事のウェイトが大きく、少し反省。

たです。セミナー関連では、平野直子がワークライフ・バランスについて、マネーの視点を加えて講演を行いました。個別相談関連では、起業や相続関連など、さまざまな分野の相談がありました。

### ●プライベート

恒例の春の旅行は、小田原・箱根に行ってきました。小田原城の近くにある二宮神社で、「経済なき道徳は戯言であり 道徳なき経済は犯罪である」と二宮尊徳像に記されていました。今にも通じる言葉です。今まで、プランター菜園を趣味で行っていたのですが、市民農園(7坪)が当選し、兼業農家になりました。野菜より雑草の成長が早く、手間がかかります。雑草刈りも貯金と同じコツコツやるのが良いです。1か月近く放置して大変なことになりました。

2012年の後半は、新オフィスでのセミナー開催などを企画し、より多くの方と出会うきっかけを作りたいと思います。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。



日本経済新聞社(3/17)  
「首都圏にいては 達人に学べ」



私らしいワーク&ライフスタイル(6月)

### ●“小さい企業”未来会議に参加

日本経済の原動力は企業の9割を占める中小企業にあると言われています。「中小企業を元気にすることで日本の未来を明るくしよう！」という趣旨で、“小さい企業”未来会議が設置されました。平野泰嗣は、中小企業庁長官よりサポーターの任命を受け、青年会合に参加しました。中小企業の人材育成の視点で、学校教育段階での起業家教育、職業選択を行うための金銭教育の重要性について提言しました。

### ●仕事面

仕事面で大きな出来事は、冒頭にご案内しました、京橋オフィス・相談室の設置です。その他、メディア関係では、日経新聞に初めて顔写真入りで掲載されました(犯罪者ではありません、念のため...)。3月頃は、震災から1年ということで復興関連の取材が多かつ



二宮神社・小田原(4月)



兼業農家!?(5月)



レゴラスのうたた寝...zzz

あなたらしい“幸せな人生”を送ること。それが私たちの願いです。

## FPオフィス Life & Financial Clinic

〒104-0031  
東京都中央区京橋 1-3-2  
モリイテビル6F オフィス平野  
電話 : 03-3231-6113  
FAX : 03-6740-7663  
メール : info@mylifeplan.net

発行・編集 平野 泰嗣・平野 直子



Web サイトもご覧ください  
<http://www.mylifeplan.net>

### ●トライアル相談(1回 10,500円/90分)

#### 【簡易シミュレーション付】

まずはお気軽にご相談ください。

トライアル相談では、普段から感じているお金に対する不安、家計改善、資産運用のヒントなど、どんなことでも回答します。私たちLFCに相談することのメリット、安心感を感じて頂ければと思います。



「30代夫婦が働きながら4000万円の資産をつくる考え方・投資の仕方」  
明日香出版社から好評発売中です！

●ワークシート・Excelシート  
【ダウンロード特典付き】

### ●ホームページ特設コーナー

<http://www.mylifeplan.net/book1.html>

### ●メールマガジン「働きながら4000万円の資産をつくる」

毎月20日発行(無料)しています！

登録は、コチラから

<http://archive.mag2.com/000290147/index.html>

